

## 今後の進め方について 協議資料

### 具体的検討項目

#### 【最優先の検討項目として検討したもの】

- ・ 広報広聴委員会の設置

広報広聴特別委員会を設置することを確認した。

→議会基本条例骨子案「18 広報広聴機能の充実」

#### 【次に検討する項目（12項目）】

- ・ 政策立案
- ・ 災害時における議会の対応
- ・ 議会のライブ中継（広報広聴委員会関係）
- ・ 会派のあり方 ※会派要件の再検討を含む
- ・ 議長任期
- ・ 議会の通年制
- ・ 議会資料等のペーパーレス化（議会のIT化）
- ・ 予算・決算審査のあり方

→議会基本条例骨子案「5 会派」

→議会基本条例骨子案「12 定例会の回数及び会期」

議長・監査委員を除く全議員を2つのグループに分けて交互に委員となることを確認し、一定の結論は得たが、「常任委員会を単位とした分科会方式」について、継続して検討することとなっている。

※ドント方式を基にした旧来の方式も含め検討する。

- ・ 議決事件の拡大
- ・ 市民との意見交換会
- ・ 事務局体制の強化・充実
- ・ 政務活動費（視察研修報告書提出のルール）の見直し

→議会基本条例骨子案「11 法第96条第2項の議決事件」

→議会基本条例骨子案「6 市民参加及び市民との連携」

→議会基本条例骨子案「20 議会事務局」

### 議会基本条例・議員倫理条例について

- 議会改革特別委員会を設置するにあたり、各派代表者会議において、「議会基本条例、議員倫理条例についての協議は、議会全体で行う」ことが確認されている。
- 議会改革特別委員会では、「具体的検討項目の検討を進めていく中で確認された内容を、議会基本条例及び議員倫理条例の骨子案に追加していく」こととしている。